

神殿『生命の真相』に生長の家の大神は在すましま

構成・文責 Ⅱ 編集部

「最高裁第一小法廷からの決定通知」

「裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。」

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は
上告人兼申立人らの負担とする。

平成25年5月27日

(以下略)

平成21年から4年間にわたって争われてきた『生命の真相』の著作権の帰属をめぐる裁判は、平成25年5月27日、最高裁判決をもって決着した。判決は「上告を棄却する」つまり最高裁の「門前払い」であった。

これで知財高等裁判所の判決が確定し、公益財団法

人生長の家社会事業団（以下社事団）と光明思想社が完全勝訴し、原宿教団本部と日本教文社は全面敗訴した。

この最高裁判決の意味するところは決して法的側面にとどまらず、宗教的意味にも及んでいる。事の発端は、原宿教団本部が『生命の真相』の著作権をむりやり社事団から奪い取ろうとしたことにある。そして、光明思想社に対しては谷口雅春先生の聖典出版の差し止めを要求してきたのである。

原宿教団本部は、生政連解体、32点の谷口雅春先生の既刊聖典の実質的絶版、新刊聖典の発行停止、大東亜戦争侵略論の公表、「日本国実相顕現運動」に代わる「国際平和信仰運動」提唱、総裁・副総裁への中心帰一強要、「今」の教えの強弁、台湾・蔡焯燦氏の著書の絶版処分、精霊招魂神社の谷口雅春先生の祝詞改竄、新教連追放、『生命の真相』誌友



原宿教団本部に鉄槌を下した最高裁判所

会への圧迫、頭注版『生命の實相』リニューアル版の阻止、そして総本山の「鎮護国家」外^{はず}し、等々の三十年に及ぶ一連の谷口雅春先生隠蔽^{いんぺい}と「日本国実相顕現運動」の弾圧を行ってきた。

今回の裁判はその延長上にあり、しかも最大級の出来事であった。なぜなら、谷口雅春先生を隠蔽^{いんぺい}するに『生命の實相』を野放しにはできないからである。

原宿教団本部は、この裁判で、『生命の實相』が教団本部関係以外の場から発行されることを極力阻止しようとした。しかし、教団本部にとって『生命の實相』がなくてはならないもの、すべてを捨てても保持しなければならぬものとの宗教的情熱は一切無かった。ありきたりな物の所有を主張したに過ぎない。仮に教団本部が、『生命の實相』の著作権を保持していたなら、早晩、谷口雅春先生隠蔽^{いんぺい}の一環として、『生命の實相』もこの現象世界からは姿を消していたはずである。

時あたかも、5月30日のご神像撤去^{しんざうてきよ}の三日前の最高裁判決であった。生長の家大神とその生長の家大神のお住まいである神殿がほぼ同時に教団を去ったことは、決して偶然ではない。大神の在^{いま}さない神殿が無に帰することは、教えの通りなのである。

しかし、生長の家の大神は、真剣に谷口雅春先生の教えを奉じる者の前に既にお姿を現わされている。そして、そのお住まいである『生命の實相』という神殿に鎮座^{ちんざ}されておられるのである。そのことを肝に銘じ、吾々「谷口雅春先生を学ぶ会」は、さらなる前進の歩^ほを進めなければならないのである。

今、再び『生命の真相』が輝きを放つとき ――最高裁判決の意味するもの

弁護士 内田 智



●最高裁判決で『生命の真相』の著作権が社会事業団に帰属することが確定

平成25年5月27日、最高裁判所は、生長の家教団（以下原宿教団）と日本教文社（以下教文社）が、『生命の真相』の著作権をめぐる高裁の判決を不服として申し立てた上告について、①本件上告を棄却（ききやく）する②本件を上告審として受理しないという決定を下しました。

原宿教団と教文社が上告の理由として高裁判決の結論の理由不備を述べているけれども、その実質は今までの主張の繰り返し返して事実誤認、あるいは法令違反の主張に過ぎない。最高裁に上告する場合、憲

法違反とか最高裁判例違反に限られるものであるが、それに該当（がいとう）せず、最高裁は上告案として審理しない判断（はんだん）が示されました。端的に言えば、最高裁で原宿教団・教文社の出鱈目（でたらめ）な請求（せいきう）が棄却（ききやく）され、地裁・高裁の判決を確定して、主に次の二点を明確にしたのです。

①『生命の真相』等の著作権は公益財団法人生長の家社会事業団（以下社事団）に帰属する。

②社事団が著作権を有する『生命の真相』・聖經等の書籍について、社事団が自由に出版発行できる。

一方、原宿教団・教文社はそれらの書籍を出版発行することは出来ない。

●この裁判はどどういう内容だったのか

そもそも今回の裁判は、一度に三つの事件が併合審理されました。第一の事件は『生命の實相』の著作権者である社事団が、教文社に対し復刻版『生命の實相』の印税が支払われていないことに対し、未払い印税の支払い請求を行いました。

立教50年を記念して発行された復刻版『生命の實相』の初版(昭和57年)奥付に著作権者である社事団の表示があったにもかかわらず、いつのまにか奥付が改竄かいざんされて、正当な著作権者の表示が削除されていることが発覚しました。それで社事団が教文社に説明を求めたところ、戦前の黒布表紙版『生命の實相』の著作権は社事団にはないと強弁し、社事団の要求をはねつけたことが端緒たんしょとなり、長期にわたり印税が支払われていないことが判明し裁判となったのです。

地裁、高裁とも『生命の實相』の著作権は、社事団に帰属することを明確にして、未払い印税の支払いが命ぜられました。

第二の事件は原宿教団と谷口恵美子先生が原告となつて、戦前の黒布表紙版『生命の實相』の著作権は社事団にはないとして、社事団と光明思想社を訴

え、主として三つの請求を行いました。

- ①光明思想社発行の『古事記と日本国の世界的使命—甦る『生命の實相』神道篇』の出版販売の禁止の請求
- ②戦前の『生命の實相』の著作権が社事団にはなく原宿教団に帰属することの確認
- ③社事団と光明思想社は『古事記と日本国の世界的使命』の書籍出版によって原宿教団に対して不法行為を行っているので損害賠償金三百万円及び謝罪広告の請求

地裁、高裁とも原宿教団と谷口恵美子先生の主張を全て棄却しました。

第三の事件は、教文社が原告として谷口雅春先生の著作の出版権は全て教文社が独占的に有しており、社事団が著作権を有している各書籍について、光明思想社は出版発行出来ないことを訴えたものです。これについても地裁、高裁とも全て棄却しました。

●原宿教団の詭弁きべん、管理権の否定！

この一連の裁判審理の中で、原宿教団は著作権の帰属が社事団にあつても、その著作権の行使は原宿教団・教文社と社事団の間で教団の意志が優先する為の

一定の合意があったという詭弁を弄してきました。

つまり原宿教団はいわゆる管理権と称して、著作権の行使については全てを教団が取り仕切り、社事団には独立した自由な活動は出来ないと非常識な主張をしています。生長の家最高首脳者会や理事会に社事団に属している者が出席しており、出版計画などに、何の異議も唱えなかったとか、膨大な常任理事会の資料を提出して、谷口雅春先生の著作物のどの本を、いつ発行するかを決めてきたなどと述べ、原宿教団が社事団に優先する著作権管理権を有している」と主張しました。

しかし、地裁では原宿教団の管理権は、通常の著作権者から依頼された唯の代理人の行為に過ぎないとして、あっさり斥けられ、原宿教団の主張する著作権者の権利を上回るような管理権という法律的にも社会的にも非常識な論理は当然のことながら裁判所から却下されたのです。高裁もまた同じです。

●基本聖典『生命の真相』の戦前と戦後の同一性を否定した信仰なき原宿教団に鉄槌が下る！

さらに、生長の家教団は驚くべき事に、基本聖典の『生命の真相』が戦前と戦後で全然違うものであるという論理を展開したのです。谷口雅春先生が戦後、神示によって神様からお叱りを受け、そこから戦前の反省の上に立って、戦前の『生命の真相』を否定し、新しい構想で制作しようとしたのが戦後の『生命の真相』である、その証拠が戦後すぐに「生長の家」誌に発表された平和版『生命の真相』の構想であると主張したのです。この論理に立って、谷口雅春先生は自らの意志によって戦前の黒布表紙版『生命の真相』第16巻神道篇は、戦後の『生命の真相』から外されたのだという理屈を主張しました。

しかし、地裁の判決では、私たちが提出した谷口雅春先生の著書『秘められたる神示』の「アメリカ軍を中心とする占領軍が日本に上陸して来て、神道と称う民族信仰を政府が利用して国民を戦争におおったのであるから、日本神道はよろしくないというような進駐軍総司令部の意向であるというので、『生命の真相』の第十六巻に収録されてあった『古事記』の講義なども発禁の運命を甘受しなければならなかった。私は、国家の前途を思い、日本民族に課せら

れたる運命を思い、泣くに泣けない悲しみの中に、眠られぬ幾夜を過ごしていた」をそのまま引用して判示し、谷口雅春先生は戦後「古事記講義」を発表しない意志などは認められず、戦後も戦前も『生命の實相』は同じであり、しかもその著作権が社事団にあることを明確に謳ったのです。高裁の判決も同じです。

原宿教団による、谷口雅春先生が戦前の反省の上に戦後の平和版『生命の實相』を構想されたという主張は、信仰的にも思想的にも大きな問題です。戦前を否定したこの主張の延長線上に、元理事長の黒河内潤氏の「大東亜戦争は侵略戦争であり、これが現在の教団の統一見解である」旨の法廷における証言があるのです。

しかも言うにこと欠いて、谷口雅春先生は「古事記講義」を再版することにためらいがあり、『古事記と現代の預言』を代わりに出版されたのだと主張しました。そのような事実を明らかにありませんが、万が一、それが谷口雅春先生の意図であるというならば、なぜ、原宿教団が『古事記と現代の預言』を実質上の絶版にしているのか、それは論理的矛盾

ではないかということになります。

原宿教団は光明思想社が発行した谷口雅春先生著『古事記と日本国の世界的使命』を廃棄するように要求しました。自分たちが代わってご著書を発行するということではなく、教え親のご著書を廃棄せよ、闇に葬ってしまえと国家機関に求めたのです。しかも教え親の同著作物の出版は原宿教団に対する「布教妨害」となる、だから損害賠償金を払えとまで主張請求をしました。その理由は何かといえば、谷口雅春先生の考え方が戦前と戦後で大きく変わったのであるということです。これほど傲慢なことはないでしょう。

このように事実を歪曲し、自分たちの都合のようように谷口雅春先生の意志を曲げようとする原宿教団に最高裁は鉄槌を下したのです。

これによって、原宿教団の社会的信用性は客観的に言って一挙に失墜しましたが、一方社事団・光明思想社に谷口雅春先生の著作物を出版していくべき社会的責任と期待が一層増大したとも言えます。

これを機会に『生命の實相』が今、再び輝きを放つ時がきたと思います。関係者の方々の一層の奮起をお願ひしたいと思います。

谷口雅春先生の『生命の實相』護られる！ — 最高裁判所の歴史的判決の意義 —

公益財団法人生長の家社会事業団 法務担当業務執行理事

久保

文剛 ふみよし



一、元々『生命の實相』の真正な著作権は、生長の家社会事業団にあった

「生長の家」創始者・谷口雅春先生に「久遠天上理想国実現の神示」が天降った五月二十七日、最高裁判所は、平成二十一年から争いとなっていた『生命の實相』等の著作権を主とする民事訴訟について、知的財産高等裁判所の判決を全部不服とする宗教法人「生長の家」（以下「教団」と略称）と日本教文社の上告を棄却し、『生命の實相』の著作権が生長の家社会事業団にあることを明確に確定しました。

そもそも、『生命の實相』の著作権は、昭和二十一年一月八日、著者谷口雅春先生より、日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき戦後の祖国再建の願いをもって設立された財団法人生長の家社会事業団の基本資産としてご寄付されておりました。

さらに谷口雅春先生のご昇天後、昭和六十三年、ご相続人である谷口輝子先生、谷口清超先生、谷口恵美子先生の三先生のご委任により、著作権法

に基づき、国の「著作権登録原簿」に生長の家社会事業団が著作権者であることが明確に登載されました。

二、日本教文社は、『生命の實相』の著作権者表示を改竄し、印税也未払いでした

ところが、このように明確な谷口雅春先生の遺志と三先生による著作権譲渡の手続を無視する暴挙が、秘密裡ひみつりに行われていたことが発覚しました。

昭和五十七年、『生命の實相』初版の発刊五十年を祝して、日本教文社から発行された初版革表紙『生命の實相』復刻版は好評のため、刷り増しを重ねましたが、生長の家社会事業団の正式な許諾を得ることなく、何者かからの秘密の圧力により、印税（著作権使用料）が支払われなくなり、終ついには、奥付の生長の家社会事業団理事長の検印も削除されていたのです。

このため、生長の家社会事業団は、やむなく、東京地方裁判所に対して、日本教文社が、初版革表紙『生命の實相』復刻版の著作権表示の改竄と印税未払いを謝罪し、著作権侵害の損害を賠償すべきことを堂々と訴えたのです。

三、裁判所判決に示された谷口雅春先生のご真意の重大な意義

これに対し現教団と日本教文社が戦前の『生命の實相』の著作権は社会事業団にないとして裁判を起こしました。

しかし、法と証拠に照らした裁判所の厳正な審判により、現教団と日本教文社による違法不当な要求は、ことごとく退けられました。

特に、現教団が出版差止め要求の理由にした「谷口雅春先生は戦前と戦後で天皇観・国家観を変えられた」との暴論を否認する裁判所の判断の重要な根拠として、谷口雅春先生著『秘められたる神示』の『生命の實相』の第十六巻に収録され

てあつた『古事記』の講義なども発禁の運命を甘受しなければならなかつた。私は、日本國家の前途を思ひ、日本民族に課せられた運命を思ひ、泣くに泣けない悲しみの中に、眠られぬ幾夜を過ごしてゐた」との御文章が、判決書に堂々と引用掲載され、谷口雅春先生のお考えが戦前・戦中・戦後も一貫して変わっていないことが公に証明されたことは、心ある人々に深い感銘を与えました。

「生長の家」創始者谷口雅春先生は、生長の家大神の御神殿である『生命の實相』及び聖經その他の基本的聖典の著作権を、私有財産とされることなく、人類の至宝として永続的・恒久的に保全されるとともに国家社会の公益に貢献せんために、公益法人である生長の家社会事業団の基本資産とされたのです。

今回の判決は、谷口雅春先生のこのような高貴な御志とご真意が、裁判所という公平中立な公的機関によつても高く評価尊重されたと言えます。

四、谷口雅春先生の正しい教えを永続して護持する聖なる使命

谷口雅春先生ご著書の『古事記と現代の預言』、「大調和の神示」講義が含まれた『神ひとに語り給ふ 神示講義 教の巻』、『神の真義とその理解 住吉大神顕斎の意義』等、多くの貴重な聖典が事実上の絶版にされ、これらの著作権を現在教団が独占しているため、誰も印刷することができず、信徒も読むことすらできなくなっています。

そのような状況下で、今回の裁判において、谷口雅春先生の『生命の實相』（『甘露の法雨』等の聖經を含む）を絶版にすることなく、人類の福音としてお護りし灯し続けることができたことを信徒の皆様と共に喜び、生長の家社会事業団は、今後一層力を尽くして、谷口雅春先生の御教えを伝えるために、新編『生命の實相』及び聖經その他の基本的聖典を光明思想社より順次刊行せしめていく次第です。

特集・最高裁勝訴——再び『生命の實相』の輝くとき

社会事業団の使命、いよいよ大なり！

公益財団法人生長の家社会事業団理事長

松下 昭



戦後、谷口雅春先生が個人救済から日本救国・世界救済の御悲願を実現する壮大な社会事業団構想を発表され、その目的達成のために私財を投じ、御自ら初代理事長として先頭に立たれ生長の家社会事業団を設立されました。この事情を知る者なら、『生命の實相』の著作権が社会事業団にあることは明白でした。最初からこの裁判の結論は明らかでしたが、最高裁判決によって、それが明らかになったことの意義は大変大きいと考えています。

第一に現在の教団の最高権力者が、谷口雅春先生のみ教えを否定し、『生命の實相』の著作権を奪取して、『生命の實相』を闇に葬りかねない陰謀が、この最高裁判決により排除され『生命の實相』が永久に護られることになったということです。

第二に、この判決により、生長の家教団は、教えの根幹である『生命の實相』を失いました。この意味がいかに大きいかを、多くの人は気づいていません。宗教団体として立教の宗教的・精神的支柱を

失った訳ですから、現象的な偽物の形は存在していますが、本物の無い抜け殻のような状態です。「にせものは皆ふき被へ大空の無きこそもとの姿なりけり」となるのは、時間の経過と共に顕在化して来ることです。

第三に、生長の家社会事業団の使命がいよいよ大きくなったことです。つまり、谷口雅春先生の説かれる御教え「『生命の實相』＝生長の家の教え」人類光明化運動ですから、生長の家社会事業団は、本物の生長の家を拡大発展させる公益事業としての人類光明化運動を強力に推進する使命を果たして行かねばならないと決意しています。先ず、志を共にする同志・団体と協力して『生命の實相』勉強会・輪読会の会場を拡大します。

特集・最高裁勝訴——再び『生命の真相』の輝くとき

新編『生命の真相』発行の重大使命を頂いて

光明思想社社長
白水 春人



今回の裁判は、すべて谷口雅宣氏の周到な意図と計画から始まったのだ、と谷口雅宣氏の言動をよく知る人々の間では言われてきました。つまり谷口雅春先生の著作権の奪還計画です。すでに紙型の磨耗などで頭注版『生命の真相』のリニューアルが急がれていたにもかかわらず、日本教文社サイドが何度谷口雅宣氏ご臨席の取締役会に議題として提出しても、谷口雅宣氏はかたくなに拒否しておりました。なぜなのかずつと疑

問でしたが、今回の裁判で教団本部及び日本教文社が提出した数々の「準備書面」を読むに及んで、やっとその意図が分かりました。「準備書面」では、「生命の真相」は各種各版ごとに異なる著作物で、社会事業団は頭注版と愛蔵版のみの印税を受け取る権利しかない、その他の『生命の真相』は谷口家（のちに谷口家に残る著作権は教団本部に売却された）にある」と主張したのです。

この論理によれば、頭注版と愛蔵版さえ消滅させれば、社会事業団への印税は終了し、『生命の真相』の著作権者として完全にコントロール下に置くことができる、しかも機を見て『生命の真相』を闇に葬ることも可能となる、と考えたのです。しかも、「準備書面」には谷口雅宣氏の持論に沿った主張が展開されました。「谷口雅春先生は戦前間違いを犯した」と主張したのです。

長年にわたる谷口雅宣氏の『生命の真相』「隠蔽工作」が白日の下にさらけ出され、そして崩壊したことを意味します。まさに「因果くらまさず」です。いよいよ私も、その使命は重大です。今後とも、全力で新編『生命の真相』の出版に邁進していきたいと思えます。